

洞爺湖町宿泊税導入に関する検討資料 (素案)

洞爺湖町総務部住民税務課・経済部観光振興課

目次

- 1 宿泊税導入の必要性和洞爺湖観光がめざす姿について
- 2 使途のあり方(イメージ)について
- 3 税額(率)について
- 4 非課税事項について
- 5 安定的な施策の実施(基金)について
- 6 徴収事務について
- 7 スケジュールについて

1 宿泊税導入の必要性と洞爺湖観光がめざす姿について

宿泊税導入の必要性

- ◆ 高度化・多様化する観光ニーズへの一層の対応
- ◆ コロナ禍を経た社会経済情勢の変化への対応
- ◆ 将来(次期有珠山噴火災害)も見据えた社会的要請への対応

洞爺湖観光が**将来的にめざす姿**※1を実現するため、施策の推進を強化する観点から、安定した観光財源の確保が必要

期待される効果

《将来的にめざす姿とは》

- ・豊かな自然、美しい景観、美味しい食材、癒しの温泉 など洞爺湖特有の豊富な資源を活用した観光地づくり
- ・有珠山噴火災害に負けない観光地づくり
- ◆ 洞爺湖観光される方の満足度、利便性向上(オーバーツーリズム対策、2次交通の整備等)
- ◆ 来訪者の受け入れを支える地域構造(施設、関連産業を含めた観光インフラ、人材、専門能力等)の一層の充実
- ◆ 洞爺湖観光される方の安全・安心の向上
- ◆ 次期有珠山噴火災害に対する備え

宿泊税を財源とする施策の推進により、さらなる魅力増進を実現することで
豊富に点在する資源を有効活用し、満足度、利便性の向上を図り、人材を確保することで集客力の向上を図る
洞爺湖観光の持続的な発展と経済活性化への波及を目指す

2 使途のあり方(イメージ)について

宿泊税と入湯税の使途の明確化

宿泊税

全ての宿泊施設が特別徴収義務者となって宿泊者から徴収する税金

《使途の基本的な考え方》

- ◆観光インフラ整備
- ◆観光振興事業及び施設整備
- ◆洞爺湖温泉観光協会事業
- ◆次期有珠山噴火災害基金積立

入湯税

鉱泉浴場(温泉)を有している施設が特別徴収義務者となって入湯者から徴収する税金

《使途の基本的な考え方》

- ◆環境衛生施設整備
- ◆消防施設整備
- ◆KH-1浚渫工事(2年毎)
- ◆源泉開発事業積立(KH-1サポート源泉整備)

○それぞれの需要を踏まえた観光振興のための安定的財源を確保する
○具体的な使途について宿泊税と入湯税を一本化した協議会等の設置により、関係者の意見を参考にする仕組みの構築を検討する

宿泊税により重点的に進める施策の方向性

方向性	現状と課題	取組例	効果
① 観光の高付加価値化	◆地域に潜在する観光コンテンツの掘り起し、磨き上げが不十分 ◆オーバーツーリズムによる観光公害	●アドベンチャートラベルの普及拡 ●地域資源を活用したツーリズムの推進 ●デジタル技術を活用した防犯対策	■観光客の満足度の向上、リピーターの増加 ■観光消費の拡大による地域経済の好循環 ■オーバーツーリズムによる観光公害の緩和
② 観光サービス・観光インフラの充実・強化	◆交通ネットワークの脆弱さ ◆施設等の老朽化	●2次交通アクセス整備 ●湖畔遊歩道の整備 ●観光関連産業におけるデジタル化、ユニバーサル化、省力化への支援	■受入体制の強化 ■移動や情報アクセスの利便性向上 ■観光客へのホスピタリティの向上
③ 危機対応力の強化	◆次期有珠山噴火災害への備えに対する不安 ◆大災害やパンデミック時に備えた体制及び対策が不十分	●有珠山噴火災害基金積立 ●災害時における需要喚起策やプロモーションの実施	■噴火災害からの早急な復興 ■観光産業の強靱化と経済的ダメージの抑制

3 税額(率)について①

検討の視点

- ◆ 入湯税や北海道が導入する宿泊税と併せた負担感に配慮しつつ、洞爺湖町の中長期的な観光需要に対応可能な安定財源としての税収を確保できる税額(率)として検討。
- ◆ 社会経済情勢の変化や、次期有珠山噴火災害に対応した観光需要への対応にも留意

宿泊料金に応じた『段階的定額制』

料金区分	税額案	検討	
		段階的定額制の利点	料金区分の考え方
2万円未満	200円	○負担能力に応じた税額(率)の設定 ○宿泊価格の上昇による税収効果	○北海道の区分と同じくすることで、納税者にとってのわかりやすさと、事業者の徴収事務負担軽減を図る
2万円以上 5万円未満	500円		
5万円以上	1,000円		

《参考:主な道内導入検討自治体の税額(率)の例》

小樽市、釧路市、帯広市、旭川市等	一律200円
札幌市、千歳市	5万円未満:200円、5万円以上:500円
富良野市	2万円未満:200円、2万円以上5万円未満:300円、5万円以上:500円
函館市	2万円未満:100円、2万円以上5万円未満:200円、5万円以上10万円未満:500円、10万円以上2,000円

《参考:道内導入済自治体の税額(率)の例》

倶知安町	宿泊料金に対し2%
ニセコ町	5,001円未満:100円、2万円未満:200円、2万円以上5万円未満:500円、5万円以上10万円未満:1,000円、10万円以上:2,000円

3 税額(率)について②

段階的定額制による税收規模のイメージ

≪宿泊料金の分布≫

※ 北海道が実施した宿泊事業者からのヒアリングにより提示された割合

令和5年度実績値より62万人泊／年として計算

料金区分	税額(率)	宿泊客延べ数	分布割合
2万円未満	200円	約62万人泊 ×	約90%
2万円以上5万円以上	500円	約62万人泊 ×	約9%
5万円未満	1,000円	約62万人泊 ×	約1%

=

税收規模

1年あたり

約145,700千円

(小学生以下 非課税)

※徴税等に係るコスト分含む

入湯税及び北海道宿泊税との合算イメージ

1 徴収総額≪鉱泉浴場(温泉)を有している施設≫

料金区分	入湯税	町宿泊税	道宿泊税	合計
2万円未満	100円	200円	100円	400円
2万円以上5万円未満	100円	500円	200円	800円
5万円以上	100円	1,000円	500円	1,600円

2 徴収総額≪鉱泉浴場(温泉)を有していない施設≫

料金区分	町宿泊税	道宿泊税	合計
2万円未満	200円	100円	300円
2万円以上5万円未満	500円	200円	700円
5万円以上	1,000円	500円	1,500円

3 税額(率)について③

税額(率)を算定するうえでの宿泊料金とは

宿泊税を算定するうえでの宿泊料金とは、食事代を除いた金額とする。
※北海道の宿泊税も同様

事業者の申告によるものとする

《参考:主な道内導入検討自治体の食事代の割合》

北海道、富良野市、函館市、釧路市、ニセコ町、北広島市、千歳市	事業者の申告による
札幌市、小樽市	素泊まりを基準とする
帯広市、旭川市、北見市、網走市、美瑛町	税額定額のため考慮しない
倶知安町、留寿都村、占冠村	1回の食事 10%、2回の食事 20%、3回の食事 30%



4 非課税事項について①

検討の視点

北海道宿泊税導入に向けた懇談会での意見として・・・

- ◆ できる限り簡素な税制度とすることが望ましく、非課税事項は極力設けない方向で検討すること。
- ◆ 宿泊税は宿泊行為の背景にある消費能力を担税力として課税。
宿泊料金の多寡に関わらず一定程度の担税力のある納税者に課税するという点では、理論上、免税点は不要。

宿泊料金による免税点は設けず、修学旅行やその他学校行事については課税免除とする。
※スポーツ大会・合宿は課税免除としない。

洞爺湖町としての考え方

- ◆ 修学旅行やその他学校行事については、学生及び引率教員は課税免除とする。（添乗員、運転手等は課税免除としない。）
※ 中学生以上のスポーツ大会・合宿は課税免除としない。
- ◆ 小学生以下は課税免除とする。



4 非課税事項について②

現状

対象	入湯税	1泊あたり 徴収額
一般(大人)	○ 300円	300円
未就学児	×	0円
小学生	×	0円
中学生	○ 300円	300円
高校生等	○ 300円	300円
湯治 (7日以上)	○ 50円	50円

対象		入湯税	1泊あたり 徴収額
学校行事	未就学児童 (3歳以上)	×	0円
	小学生	×	0円
	中学生	×	0円
	高校生等	○ 75円	75円
	引率教員	○ 300円	300円
	添乗員、 運転手等	○ 300円	300円



宿泊税導入後

宿泊費20,000円未満の場合

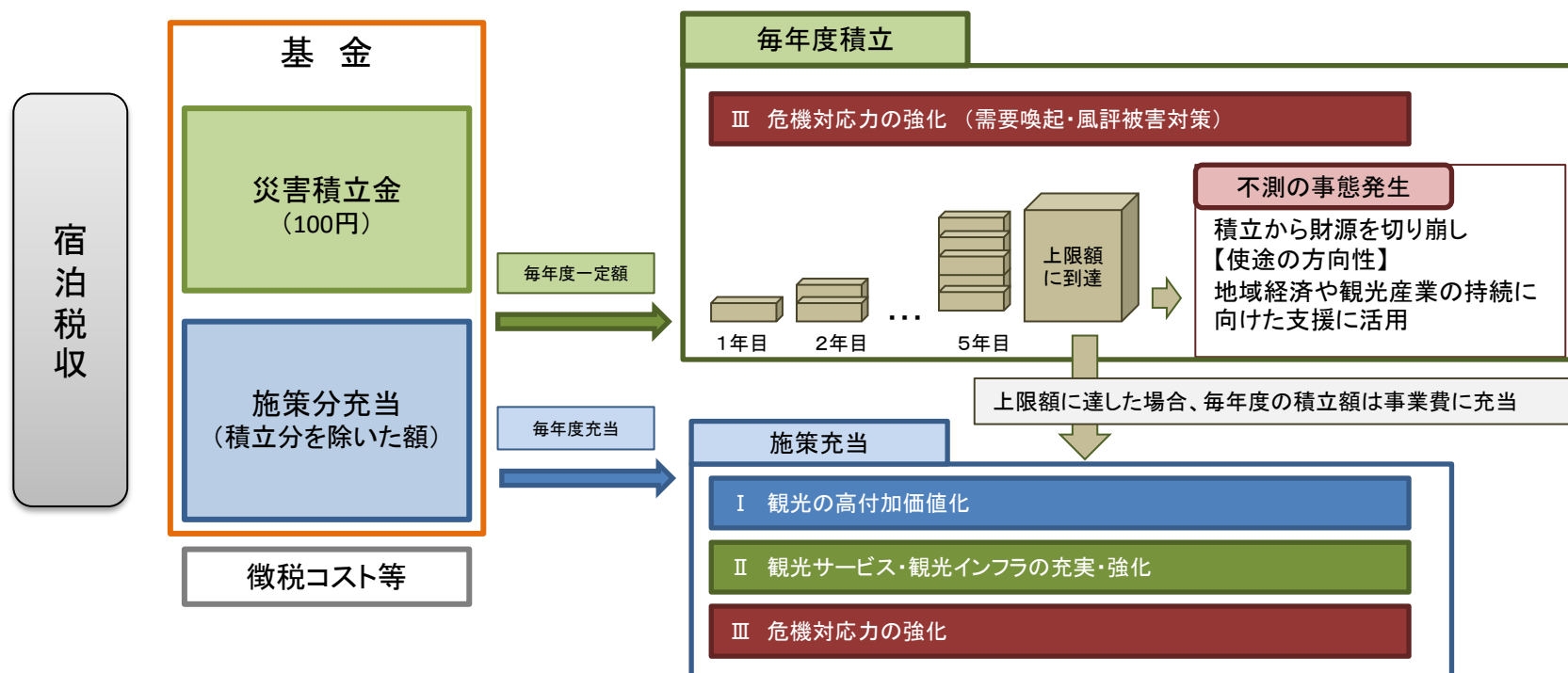
対象	入湯税 100円	町宿泊税 200円	道宿泊税 100円	1泊あたり 徴収額
一般(大人)	○ 100円	○ 200円	○ 100円	400円
未就学児	×	×	○ 100円	100円
小学生	×	×	○ 100円	100円
中学生	○ 100円	○ 200円	○ 100円	400円
高校生等	○ 100円	○ 200円	○ 100円	400円
湯治 (7日以上)	○ 50円	○ 200円	○ 100円	350円

対象		入湯税	町宿泊税 200円	道宿泊税 100円	1泊あたり 徴収額
学校行事	未就学児童 (3歳以上)	×	×	×	0円
	小学生	×	×	×	0円
	中学生	×	×	×	0円
	高校生等	×	×	×	0円
	引率教員	×	×	×	0円
	添乗員、 運転手等	○ 100円	○ 200円	○ 100円	400円

5 安定的な施策の実施(基金)について

検討の視点

- ◆ 観光振興に特化した取組に充当することを明確にするため、基金に繰り入れ
⇒行政需要に応じた計画的な財源の充当と、噴火災害をはじめとした危機対応財源として 積上げが可能。
- ◆ 有珠山噴火やその他の災害、感染症など不測の事態への機動的財源として毎年度一定額(率)を積立。
※毎年度の積立は、税収との収支バランスを考慮し、施策の規模などを勘案のうえ決定し、上限額を設定する。



6 徴収事務について①

特別徴収義務者への配慮

交付金

- ◆特別徴収義務者となる宿泊事業者へ、負担に見合ったフィードバックが必要
※徴税費用について、先行導入検討自治体における特別徴収義務者交付金や補助金制度等を参考に検討。
- ◆コロナ後も継続している人手不足の現状における事務負担を考慮

特別徴収義務者に対し必要な措置の検討を行う。

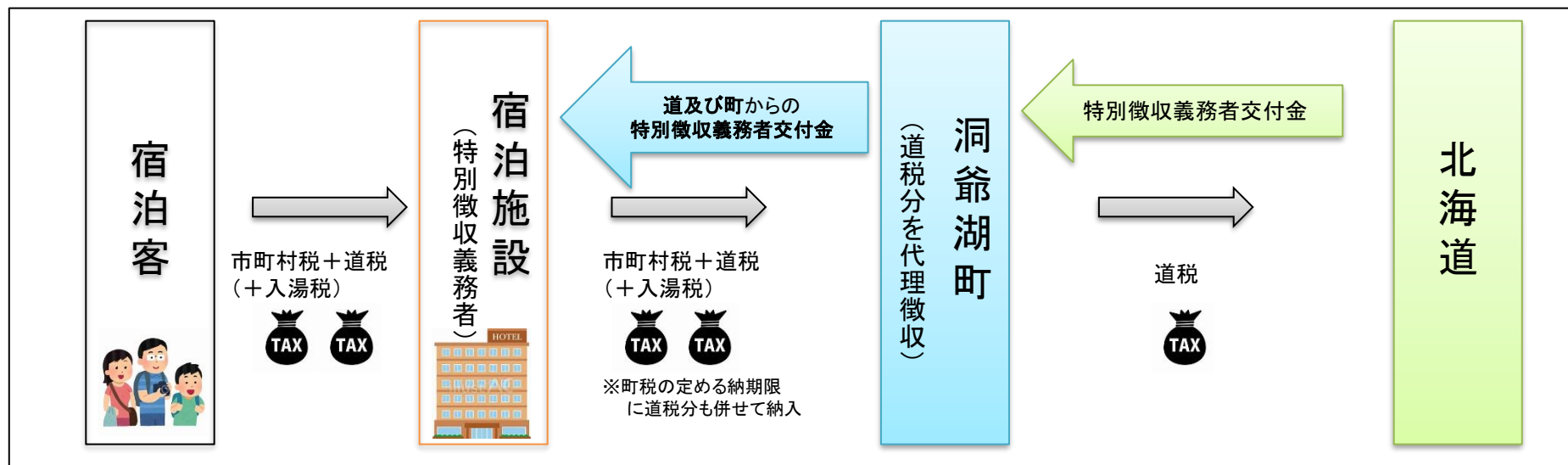
項目	検討内容
特別徴収義務者交付金	○北海道に合わせ、導入当初5年間(R8～R12)は3.5%とし、その後は2.5%交付を想定
周知・広報	○先行事例を十分研究し、導入前後の事業者への丁寧な説明や、ポスターやパンフレット、SNS等を活用した納税者への周知・広報に積極的に取り組む

《参考：主な道内導入検討自治体の交付金(案)》

北海道、美瑛町	当初5年間 3.5% 以降 2.5%
札幌市	3.5%
占冠村	当初5年間 3.5%
倶知安町、釧路市、千歳市、網走市	当初5年間 3.0% 以降 2.5%

6 徴収事務について②

町が宿泊税を導入する場合



申告納入の手続等

- ◆ 特別徴収義務者は、翌月15日までに、当月1日から末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、宿泊税額等を記載した納入申告書を町長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書により納入する。(毎月申告納入)

7 スケジュールについて

宿泊税導入までのスケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ◇ 令和7年 6月26日～7月25日 | パブリックコメント実施 |
| ◇ 令和7年 7月 | 町内事業者説明会 |
| ◇ 令和7年 9月 | 条例案提案(上程)及び条例可決 |
| ◇ 令和7年10月 ~ | 総務省協議 |
| | 特別徴収事務説明会 |
| ◇ 令和8年 4月 | 条例施行(徴収開始) |